令和8年度版

# 只見町認定こども園
# 只見保育所・明和保育所
# 入園・入所のしおり
# （重要事項説明書）



只見町教育委員会

目次


1　教育及び保育の計画について・・・・・P.　2

2　園則について・・・・・・・・・・・・・P.　6

3　施設概要について・・・・・・・・・・P.１４

4　利用について・・・・・・・・・・・・P.１５

5　園生活について・・・・・・・・・・・P.１７

6　入園に向けて・・・・・・・・・・・・P.１９

・保護者の方へのお願い・・・・・・・・P.19～

・持ち物について・・・・・・・・・・・P.23～

・給食について・・・・・・・・・・・・P.29～

・保健と安全について・・・・・・・・・P.32～

・重要事項の確認について・・・・・・・P.42～

・通園バス運行について・・・・・・・・P.44～

## 1　教育及び保育の計画

### ＜只見町認定こども園・只見保育所　基本理念＞

○　只見町の地域資源（人・もの・こと）を生かした遊びや多様で豊かな生活経験を重ねる中で、園・家庭・地域が一体となって、一人一人のよさや可能性を伸ばし、たくましく生きる力を丁寧に育んでいきます。

- たくさんの人と関わることで感謝や思いやりをもち、五感で感じ取ったことを大切にする豊かな心を育みます。
- 四季折々の環境を生かし季節ならではの遊びを経験する中で、たくましく健康な体をつくります。
- 「なぜかな？」という問いを大切にし、自ら進んでじっくりと考え、失敗を恐れず行動する力を育みます。

○　子どもの様子を園と家庭とが双方に伝え合い、個々のかけがえのない育ちの瞬間を共有することで、保護者に寄り添い子育てが楽しいと感じられるような日々を支援します。

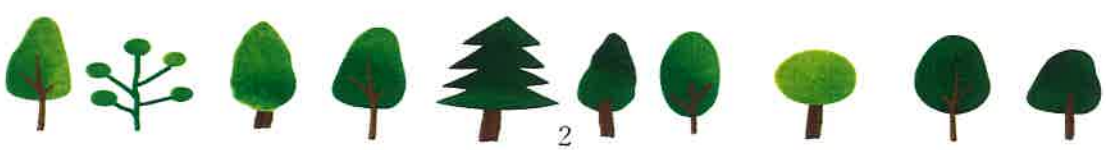
- 子どもの様子を丁寧に伝え合うことを通して、成長の段階を共有しながら子育てに関わることで、保育者や保護者とで子育ての楽しさや喜びを共有し合い、困り感に寄り添うことで子育ての苦労を一緒に乗り越えていく園を目指します。
- 地域と共に子育てを展開していくことを念頭に、町内全ての乳幼児をもつ家庭に対し、園庭開放や子育て相談窓口等の子育て支援機能を果たします。

### ＜只見町認定こども園・只見保育所　教育・保育目標＞

○　たくさんの人・もの・ことと関わることで感謝や思いやりを育み、心を豊かにしていきます。

○　四季折々の環境を生かした遊びを経験する中で、五感で感じることを大切にしながらたくましく健康な心と体をつくります。

○　「なぜかな？」という問いを大切にし、自ら進んでじっくりと考え、失敗を恐れず行動する力を育みます。



## ＜只見町認定こども園・只見保育所　教育・保育方針＞

○　一人一人に愛情をもって関わると共に、子どもたちの自ら学ぶ姿勢を大切にすることで、伸び伸びと思考し、行動する子どもへと導きます。
○　豊かな地域資源を活用し、発達段階にそった育ちへ導く教育・保育で、試行錯誤する姿を積極的に認めます。
○　温かで豊かな言葉かけによって子どもたちの心の安定を図るとともに、感受性を豊かに育みます。

## ＜めざす子ども像＞

○　たくましく思いやりのある『豊かな心』をもつ子
○　五感で感じ進んで行動する『健康な体』をもつ子
○　自ら進んでじっくりと『考える力』をもつ子



## ＜子どもの年齢に応じた教育・保育内容＞

満１歳児：保育教諭等の愛情豊かで応答的な関わりを通して、新しい環境に慣れ、安心して人・ものに関わろうとし、心地よく生活する。
１歳児：安心できる保育教諭等との関わりの中で、自然事象や友達との触れ合いを通して興味や好奇心が芽生える。
２歳児：他の園児や保育教諭等の身近な人やものへの興味・関心を広げ、全身を使っての経験を重ねるとともに、身の回りのことを自分ですることに喜びを感じる。
３歳児：安定した１日の流れの中で、四季を感じながら気の合う友達と思う存分遊びを楽しむことで、充実感を味わう。
４歳児：進んで体を動かし、友達と対話しながら自分のやりたいことに取り組んでいくことで、他者を受け入れることを学びながら友達とのつながりを深め、思いやりの心を育む。
５歳児：友達との積極的な関わりによってお互いのよさを認め合い、共通の目的をもった活動を通して伝え合い、工夫することで活動の幅を広げる等、充実感を味わう。

＜留意した内容＞

○　子どもたち一人一人にとってふさわしい生活の場であること

近年は、子育てを取り巻く環境の変化により、乳幼児期にふさわしい生活を送ることが難しくなっている現状があります。それを踏まえ、子どもたちが他の園児をはじめ様々な人と出会い、関わり、心を通わせながら成長していく豊かな生活の場を意図的につくることが重要であると考えます。子ども一人一人にとって最善の利益を守り、心身共に健やかに育つためにふさわしい場を提供します。つまり、集団生活の場を家庭や地域社会と同様に、乳幼児期の連続した生活の中に位置づけていくことで子どもたちの育ちを保障していきます。

○　同年代の子どもたちとの集団生活を営む場であること

近年、家庭や地域において子どもたちが兄弟姉妹や近隣の乳幼児と関わる機会が減少していることを踏まえ、同年齢や異年齢の園児同士が相互に関わり合い、生活することの意義は大きいと考えます。集団生活を通して、子どもたちは物事の受け止め方やいろいろな点で他の子と自分は異なり、多様な価値観があることに気付きます。また、他の子と活動を楽しむ中で、お互いに心地よい生活を営む上では約束事や決まりがあることを知り、さらにそれが必要であることを理解していきます。集団生活だからこそ、様々な人間関係の調整の仕方について、自然に、体験的に学んでいくことを保障します。

○　子どもたちを理解し適切に成長をサポートする保育教諭等と共に生活する場であること

園生活においては、子どもたち一人一人が発達に必要な体験やサポートを得られることが重要です。そのためには、個々の発達の実情や生活の流れなどに即して、保育教諭等が子どもたちの活動にとって必要な環境を構成し、信頼関係を築いた上で子ども同士をつないでいくなどの適切なサポートによって子どもたちの資質・能力を育んでいくことが重要となります。子どもたちの言動を温かく見守り、必要な時に必要な手を差し伸べる保育教諭等の存在によって、安心感の中で生きる力の基礎を育みます。

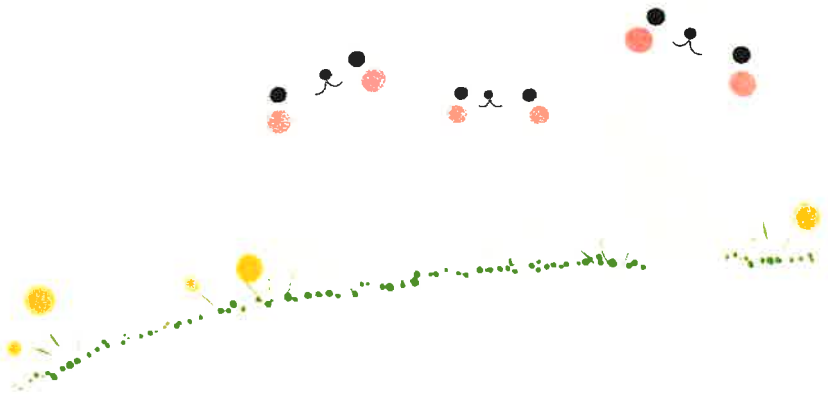


○　適切な環境があること

家庭や地域とは異なり、こども園においては教育的、保育的な配慮のもとに子どもたちが友達と関わって活動するのに必要な遊具や用具、素材、十分に活動するために時間や空間はもとより、子どもたちが生活の中で触れ合うことができる自然や動植物などの様々な環境が整備されている必要があります。それは、直接的で具体的な体験が子どもたち一人一人の豊かな人間性の基礎を培い、発達を促していく貴重な体験となり得るからです。

しかし、これらの環境は単に存在しているだけでは必ずしも子どもたちの発達を促すものになるとは限りません。保育教諭等が子どもたちと出会う環境にどのような意味があるか見い出し、子どもたちがどのような興味や関心を抱き、どのように関わろうとしているのかを理解しながら適切に関わっていくことが重要だと考えます。発達に必要な体験が、適切に設定された環境の中で積み重ねられると共に、保育教諭等によって適切に育ちへと結びつけることによって、子どもたちが豊かに健やかに成長をすることを目指します。

＜教育及び保育の内容に関する全体的な計画＞　※別紙参照



## 2　園則

（目的）

第１条　この規定は、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下「認定こども園法」という。）第１２条の規定に基づき設置する只見町認定こども園（以下「当園」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　当園は、認定こども園法及び子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「支援法」という。）その他の関係法令を遵守して運営する。

（名称及び所在地）

第２条　当園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　只見町認定こども園　　（愛称：ぶなのもりこども園）

（２）所在地　只見町大字黒谷字上野２６０番地

（運営の方針）

第３条　当園は、利用する乳幼児（以下「園児」という。）への教育・保育の一体的な提供を通して子どもの健全な心身の発達を図りつつ、只見町の地域資源を生かした遊びや多様で豊かな生活経験を重ねる中で、園・家庭・地域が一体となって一人一人の良さや可能性を伸ばし、たくましく生きる力を丁寧に育んでいけるよう努めます。

２　当園は、子どもの様子を園と家庭とが双方に伝え合い、個々のかけがえのない育ちの瞬間を共有することで、保護者に寄り添い子育てが楽しいと感じられるような日々を送ることができるよう努めます。

３　当園教育・保育の目標は、次のとおりとする。

（１）たくさんの人・もの・ことに関わることで感謝や思いやりを育み、心を豊かにしていきます。

（２）四季折々の環境を生かした遊びを経験する中で、五感で感じることを大切にしながらたくましく健康な心と体をつくります。

（３）「なぜかな？」という問いを大切にし、自ら進んでじっくりと考え、失敗を恐れず行動する力を育みます。



（提供する特定教育・保育の内容）

第４条　当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成２６年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示）及び福島県が策定する「うつくしまっ子幼児教育振興ビジョン」に基づいて、園児の健やかな発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

２　通常提供する教育・保育のほかに、以下の教育・保育を行う。

（１）一時預かり事業

（２）延長保育事業

（３）子育て支援事業

（４）その他、町長が必要と認める事業



（子育て支援）

第５条　当園は、園の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育方針、成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、個人面談、園便りや３９メール等の活用を通じて保護者の理解と協力を得るものとする。

２　当園は、子育て支援事業として、次の事業を実施する。

（１）子育て相談

（２）園庭開放

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第６条　当園に置く職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の配置については、幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準で定める配置基準以上で教育・保育を実施する上で望ましいとする職員配置基準を下回らない人数とする。なお、員数は入所・入園人数により変動することがある。職員の職務については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律その他の関係法令の定めによるところによる。

（１）園長　１人

園長は、園務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

（２）副園長　１人

副園長は、園長を補佐し、園長が不在の時又は園長に事故があるときは、その職務を代理するほか園長が指定した事務を処理する。

（３）主幹保育教諭　１人

主幹保育教諭は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、必要なときは教育及び保育に従事する。

（４）保育教諭　７人以上

保育教諭は、園児の教育及び保育を一体的に実施する。

（５）保育教諭補助　必要に応じて

保育教諭補助は、保育教諭を補助する。

（６）看護師　必要に応じて

看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

（７）園医　１人

園医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

（８）園歯科医　１人

園歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

（９）園薬剤師　１人

園薬剤師は、園の環境衛生の維持改善に関する助言指導等を行う。

（１０）事務職員　１人

事務職員は、園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。



（学年及び学期）

第７条　当園の学年は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

２　１年を次の３学期に分ける。

（１）第１学期　　４月１日から７月３１日まで

（２）第２学期　　８月１日から１２月３１日まで

（３）第３学期　　１月１日から３月３１日まで

（特定教育・保育を行う日）

第８条　当園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日、１２月２９日から３１日及び翌年１月１日から１月３日を除く。

２　支援法第１９条第１号の子ども（以下「１号子ども」という。）への教育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。

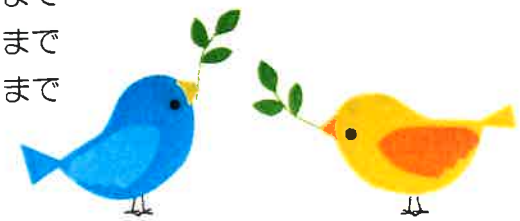
（１）土曜日

（２）夏季休業　　７月２１日から８月２４日まで

（３）冬季休業　　１２月２４日から１月　７日まで

（４）学年末休業　　３月２４日から３月３１日まで

（５）学年始休業　　４月　１日から４月　５日まで



（教育・保育を提供する時間）

第９条　当園の教育・保育を提供する時間は次のとおりとする。

（１）教育標準時間認定に関する教育時間

当園が定める次の時間帯とする。

月～金曜日　９時００分から１５時００分までとする。

ただし、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、開所・開園時間内において預かり保育を提供することとする。

| 利用区分 | 時　間 | 利用料 |
|---|---|---|
| 預かり保育（１号認定） | ７：３０～８：３０ | １回１００円（月額上限１，０００円） |
| | １５：３０～１６：３０ | １回１００円（月額上限１，０００円） |
| | １６：３０～１７：３０ | １回１００円（月額上限１，０００円） |
| | １７：３０～１８：３０ | １回１００円（月額上限１，０００円） |

（２）保育標準時間認定に関する保育時間（１１時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～土曜日　７時３０分から１８時３０分までとする。

（３）保育短時間認定に関する保育時間（８時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～土曜日　８時３０分から１６時３０分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（８時間）以外の時間において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、当園が定める開所・開園時間内において延長保育を提供することとする。

| 利用区分 | 時　間 | 利用料 |
|---|---|---|
| 延長保育（２・３号認定短時間） | ７：３０～　８：３０ | １回１００円（月額上限１，０００円） |
| | １６：３０～１７：３０ | １回１００円（月額上限１，０００円） |
| | １７：３０～１８：３０ | １回１００円（月額上限１，０００円） |

（４）開所・開園時間

当園が定める開所・開園時間は、次のとおりとする。

月～土曜日　７時３０分から１８時３０分までとする。

（利用料その他の費用等）

第１０条　教育・保育給付認定保護者は、教育・保育給付認定保護者の居住する市町村が定める利用料を、当園に支払うものとする。

２　前項に定めるもののほか、次に掲げる当園の特定教育・保育において提供する便宜の要する費用については、教育・保育給付認定保護者から実費の負担を受けるものとする。

| 項　目 | 内容、負担を求める理由、目的 | 金額 |
|---|---|---|
| 絵本代 | 毎月１冊園児で絵本を購入 | 月額４００円程度 |
| 教材費 | ねんど、お道具箱、自由画帳等<br>（制作活動に使用するため） | 実費<br>（年額５００～<br>２０００円程度） |

※　絵本代に関しては、教育・保育活動の必要性に応じて購入するようになります。

（利用定員）

第１１条　当園の園児の収容定員は８０名とする。（利用対象：満１歳～就学前まで）

２　利用定員は、次のとおりとする。

| 学年 | ０歳児 | １歳児 | ２歳児 | ３歳児 | ４歳児 | ５歳児 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| １号 | ― | ― | ― | １人 | １人 | １人 | ３人 |
| ２号・３号 | ６人 | ６人 | ６人 | １９人 | １９人 | ２１人 | ７７人 |
| 合計 | ６人 | ６人 | ６人 | ２０人 | ２０人 | ２２人 | ８０人 |

※　学年は、４月１日現在での年齢となります。

（入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項）

第１２条　当園は、市町村から支給認定を受けた１号子どもの保護者から当園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

（１）利用定員に空きがない場合

（２）利用定員を上回る利用の申込があった場合

（３）当該入園希望者に特別な事情があると認められ、当園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

２　１号子どもについては、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。

（１）兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。

（２）その他の者は抽選、面接等により選考し入園させる。

３　退園又は休園しようする１号子どもは、支給認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。

４　当園の利用２号子ども及び３号子どもが次のいずれかに該当するときは、教育・保育の提供を終了するものとする。

（１）子ども・子育て支援法施行規則第１条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消ししたとき。

（２）支給認定保護者から当園の利用の取り消し申し出があったとき。

（３）市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

（４）その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

（子どもの成長発達の評価）

第１３条　満３歳以上の各学年の課程の修了は、園児の平素の成績を評価して学年末において認定し所定の様式に記載する。

（修了）

第１４条　園長は、園児が全課程を修了したと認めるときは、卒園時に修了証書を授与する。

（緊急時等における対応方法）

第１５条　当園は、教育・保育の提供中に園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに園医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

２　教育・保育の提供により事故が発生した場合は、市町村及び保護者に連絡するとともに、警察署その他関係機関との連携を図り、必要な措置を講じる。

３　園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

第１６条　当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月１回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

（虐待の防止のための措置）

第１７条　当園は、子どもの人権の擁護、虐待の防止のため次の措置を講ずる。

（１）人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備

（２）職員による園児に対する虐待等の行為の禁止

（３）虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

（４）その他虐待防止のために必要な措置

２　当園は、教育・保育の提供中に、当園の職員又は養育者（保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告する。

（苦情解決）

第１８条　当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員等の受付窓口を設置し、保護者等に対して公表する。

２　苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、解決に努める。その結果、必要な改善を行い改善策について適切に記録する。

（安全対策と事故防止）

第１９条　当園は、安全かつ適切に質の高い教育・保育を提供するため、危機管理マニュアルを策定し、事故を防止する体制を整備する。

２　事故防止のために職員に対する研修を実施する。

３　当園は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに事故発生の原因を解明し、振り返りを行い再発防止のための対策を講じる。

４　事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が３０日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、市町村の所管課にも報告する。

（健康管理・衛生管理）

第２０条　当園では、園児に対する健康診断を、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な推進に関する法律第２７条において準用する学校保健安全法（昭和３３年法律第５６条）に規定する健康診断に準じて実施する。

２　当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。



（保護者に対する支援）

第２１条　当園は、障がいや発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な配慮のもと教育及び保育や支援を行う。子どもや保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

２　当園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの快適で健康な生活が維持できるよう保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

（教育・保育の質の評価）

第２２条　当園は、教育及び保育、子育て支援事業の運営水準の向上を図るため、その運営状況について次のとおり自ら評価を行い又は評価を受け、運営改善のための必要な措置を講じるものとする。

（１）国の定めるガイドライン等に準拠して定期的に自己評価を行い、その結果を公表すること。

（２）園児の保護者その他関係者による評価を受け、その結果を公表するよう努めること。

２　前項のほか、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めるものとする。

（秘密保持）

第２３条　当園の職員は、業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を保持する。

２　子育て支援事業を活用した子どもやその家族の秘密を保持する。

３　職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

（記録の整備）

第２４条　当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存する。

（１）教育・保育の提供に当たっての計画　５年間保存

（２）提供した教育・保育に係る記録　５年間保存

（３）市町村への通知に係る記録　５年間保存

（４）苦情の内容等の記録　５年間保存

（５）事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録　５年間保存

（６）認定こども園保育教育要録（児童票）

該当園児が小学校を卒業するまでの間保存する。ただし、入園、卒園等の学籍に関する記録については、２０年間保存する。

※　只見保育所の運営は、こども園の園則に準じて行うものとする。



## 3　施設概要

### ＜幼保連携型認定こども園とは＞

幼保連携型認定こども園は、就学前の子どもに対しての教育・保育を一体的に行う幼児期の施設です。保護者の就労状況などに関わらず利用でき、就労状況などが変わった場合でも、通いなれた園を継続して利用できます。

また、地域において必要とされている子育て支援を行うなど、園に通っていない子どもの家庭も、子育ての相談や親子の交流の場として利用できる施設という役割をもっています。

認定区分(市町村より認定を受け、利用の仕方や料金が決まります)

１号認定児：保育の必要はなく、教育標準時間のみの満３歳以上の子ども

２号認定児：保育を必要とする３歳以上の子ども

３号認定児：保育を必要とする３歳未満の子ども

### ＜「ぶなのもりこども園」園名の由来＞

只見町の象徴であるブナと森、そして「もり」には子どもたちを『見守る』と『盛る』の意味があります。子どもが増え、こども園も町もどんどん盛り上がっていく願いも込めています。ひらがなで「ぶなのもり」とすることで、子どもたちに親しみやすくしました。



### ＜施設の概要＞

| 名　　称 | 住　　所 | 電　　話 |
|---|---|---|
| 只見町立只見保育所 | 大字只見字雨堤１０５６－２ | 0241－82－2219 |
| 只見町認定こども園 | 大字黒谷字上野２６０ | 0241－84－2038 |
| 只見町立明和保育所 | 大字小林字七十苅６００ | 0241－86－2249 |

### ＜利用対象：満１歳～就学前まで＞

（単位：人）

| 年齢 | ０歳児 | １歳児 | ２歳児 | ３歳児 | ４歳児 | ５歳児 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| クラス名 | ふたば０ | ふたば | つくし | たんぽぽ | ひまわり | さくら | |
| １号定員 | － | － | － | 1 | 1 | 1 | 3 |
| ２号定員 | | | | 19 | 19 | 21 | 59 |
| ３号定員 | 6 | 6 | 6 | | | | 18 |
| | 6 | 6 | 6 | 20 | 20 | 22 | 80 |

※　年齢は、４月１日現在での年齢となります。

## 4　利用について

＜保育料について＞

只見町では、令和２年１０月より全ての児童の保育料が無料になりました。なお、延長保育料や一時預かり保育料、教育・保育に関わる用具のように実費徴収されていたものについては無償化の対象外となりますのでこれまで通りとなります。

❖　国の制度（幼児教育・保育の無償化）では、これまで保育料に含まれ、保護者が負担してきた副食費を一部の方を除き実費徴収することとなっていますが、只見町では町独自の子育て世帯の負担軽減対策として、全ての児童の副食費（おかずやおやつ等）の他、主食費（ご飯も含む）も無償化しています。



＜利用できる時間について＞

（１）開園・開所時間について

１号認定は月曜日から金曜日、２・３号認定は月曜日から土曜日までとなります。

| 認定区分 | 保育必要量 | 利用可能時間 |
|---|---|---|
| １号認定 | 教育標準時間 | ９：００～１５：００<br>（６時間） |
| ２号・３号認定 | 保育標準時間 | ７：３０～１８：３０<br>（11 時間） |
| | 保育短時間 | ８：３０～１６：３０<br>（８時間） |

※上記の時間内に送り迎えができない場合は、こども園・保育所に必ず連絡してください。

※２・３号認定の方で土曜日に利用される場合は、認定こども園一カ所での預かりとなります。所定の申込書を作成し、利用日前の直近の水曜日までに園または保育所へ提出していただき、当日は園までの送迎をお願いいたします。（1 日利用の場合にはお弁当持参となります。）

（２）延長保育について

延長保育とは、保護者の都合により利用可能時間内の送迎が困難な場合に時間を延長してお預かりする事業で、教育標準時間認定及び保育短時間認定の児童が対象となります。

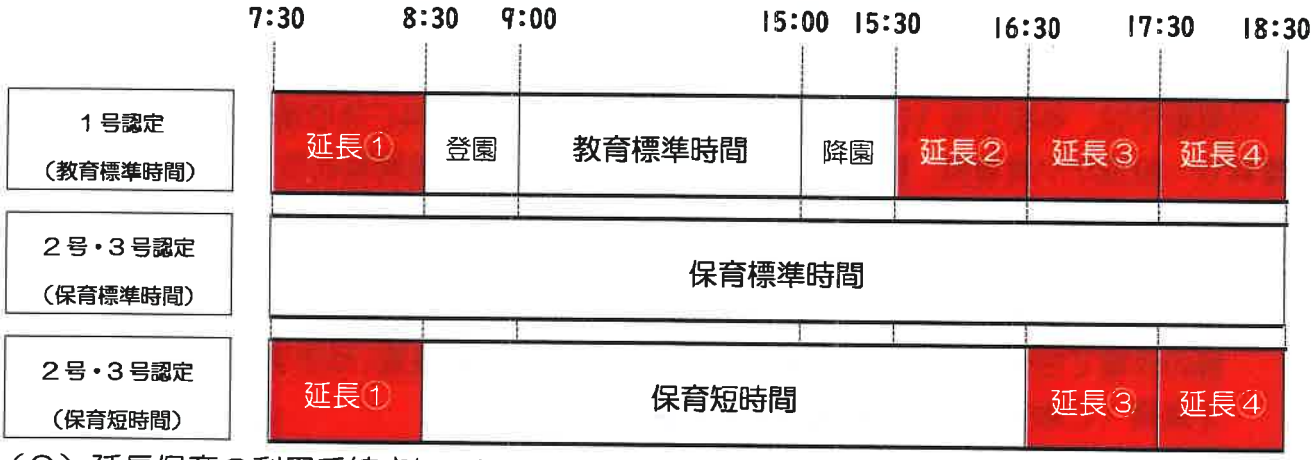
延長保育は下記の４つの時間帯となり保育料は利用区分毎１回１００円です。

ただし、延長①、②は送迎バスを利用される方はかかりません。

| | 利用区分 | 時間帯 | 保育料 |
|---|---|---|---|
| 延長① | 午　　前 | 7:30～8:30 | １回 100 円（月額上限 1,000 円） |
| 延長② | 午後１種 | 15:30～16:30 | １回 100 円（月額上限 1,000 円） |
| 延長③ | 午後２種 | 16:30～17:30 | １回 100 円（月額上限 1,000 円） |
| 延長④ | 午後３種 | 17:30～18:30 | １回 100 円（月額上限 1,000 円） |

※区分毎に利用可能なため、最大月額料金は 4,000 円になります。

【利用時間の例】




（３）延長保育の利用手続きについて

事前に「延長保育事業利用申請書」をこども園・保育所に提出してください。ただし、申請がないまま延長保育を利用した場合（管理システムにより確認）にも、延長保育料がかかりますので利用後に申請書の提出が必要となります。

（４）延長保育料の納付について

納付書により現金で納付いただきます。利用月の翌月１０日ごろに納付書をお届けいたしますので当月末日までお支払いください。

※延長保育は口座振替手続きができませんので納付書での納付をお願いします。

（５）休園日・休所日について

| | １号認定 | ２・３号認定 |
|---|---|---|
| 土曜日 | 毎週休み | 事前申し込みにより利用可能 |
| 夏季休業 | ７月２１日～８月２４日 | ― |
| 冬季休業 | １２月２４日～１月７日 | １２月２９日～１月３日 |
| 学年末休業 | ３月２４日～３１日 | ― |
| 学年始休業 | ４月１日～５日 | ― |



## 5　園生活について



1・2歳児デイリープログラム　　只見町認定こども園・只見保育所

| | 園児の活動 | 保育教諭等との関わり |
|---|---|---|
| 7:30 | 順次登園<br>健康観察<br>所持品の始末<br>自由遊び<br>※短時間<br>7：30～8：30<br>延長保育 | ○保護者さんの送迎で順次登園します。<br>○笑顔と明るい挨拶で園児が安心し登園できるよう迎えます。<br>○前日の様子など家庭との情報共有をさせていただきます。<br>○保護者さんには所持品の確認をしていただきます。<br>○個々に合わせながら友達がそろうまで先生と一緒に遊びながら待ちます。<br>○必要に応じて片づけ等も一緒に行いながら過ごします。 |
| 9:15 | 片づけ<br>おむつ交換・トイレ<br>手洗い・うがい<br>おやつ | ○おむつ交換やトイレの誘導を行い、おむつを交換することの気持ちよさが感じられるようにしていきます。<br>○気持ちよく衛生的におやつを食べられるように、手洗い・うがいを促していきます。 |
| 9:30 | クラス活動<br>（季節の歌・紙芝居<br>絵本の読み聞かせ<br>好きな遊び等） | ○季節の音楽等を流し、子どもたちが落ち着いて１日のスタートが切れるようにします。<br>○発達や興味、季節等を考慮した絵本や紙芝居等を楽しみます。<br>○先生や友達と一緒に好きな遊びをして過ごします。<br>○五感を感じながら過ごすことができるよう、季節に合わせた活動を取り入れて遊びます。 |
| 11:00 | 片づけ<br>おむつ交換<br>トイレ<br>手洗い・うがい<br>給食 | ○安全で安心できる環境の下、先生の愛情を感じながら、楽しい雰囲気の中で食べることができるようにします。<br>○口に運ぶ量が適量かを見守りながら安全に適切に食事が進められるようにしていきます。 |
| 12:00 | ゆったりタイム | ○食後は、静かな環境の中で、ゆったりした気持ちで過ごすことができるようにします。 |
| 13:00 | 午睡 | ○一人一人の午睡リズムに配慮しながらオルゴールの音楽をかけたり園児に寄り添ったりして、安心して入眠できるようにしていきます。<br>○早く目覚めた園児とゆっくり静かな遊びを展開しながら、スムーズに起きることができるようにしていきます。 |
| 15:00 | おむつ交換・トイレ<br>手洗い・うがい<br>おやつ | ○安全で安心できる環境の下、楽しい雰囲気の中でおやつを食べることができるようにします。 |
| 16:00 | 順次降園<br>合同保育<br>※ 短時間<br>16：30～延長保育 | ○絵本や紙芝居を読み、降園に向けて気持ちを落ち着けられるような雰囲気をつくるとともに、１日を振り返る時間をもち、充実した時間を過ごします。<br>○安心で安全な環境の中で、異年齢児との遊びを経験していきます。<br>○先生と一緒に、迎えに来た保護者を笑顔で迎えます。<br>○所持品の確認をしながら１日の様子を伝え、情報を共有します。<br>○保護者さんの送迎で順次降園します。 |
| 18:30 | | ○お預かりできる最終時間になります。 |

※この表は大まかな一日の教育・保育の流れ（目安）です。行事によっては多少異なる場合があります。

3歳以上児デイリープログラム　　只見町認定こども園



| | 2号認定 | 1号認定 | 保育教諭等との関わり |
|---|---|---|---|
| 7:30 | 順次登園<br>健康観察<br>所持品の始末<br>自由遊び<br><br>※短時間<br>7：30～<br>8：30<br>延長保育 | 延長保育 | ○保護者の送迎にて登園します。<br>○笑顔と明るい挨拶で園児が安心し登園できるよう迎えます。 |
| 8:30 | | 順次登園<br>健康観察<br>所持品の始末 | ○前日の様子など家庭との情報共有をさせていただきます。<br>○登園後は身支度、所持品の始末を済ませ、みんながそろうまで友達（異年齢も含め）と一緒に好きな遊びをして過ごします。<br>○発達段階に合わせ、声かけに応じて片づけ等を友だちと協力しながら行います。<br>○活動の変わり目に、自分で（または声かけに応じて）トイレを済ませます。 |
| 9:00 | 教育活動時間 | | ○朝のご挨拶をし、季節の歌を歌う等の活動を通して、子どもたちが落ち着いて１日のスタートが切れるようにします。<br>○園児の興味・関心に応じて、季節に応じた多様で豊かな生活経験や遊びを積み重ねながら、友達と遊ぶ楽しさを味わえるようにします。<br>○気温に応じて衣服の調節や汗の始末等ができるように促していきます。<br>○発達に応じて育ちを促す活動を意図的に取り入れたり、様々な遊びに積極的にチャレンジできるようにしたり働きかけていきます。 |
| 11:30 | 片づけ　給食準備<br>給食　ハミガキ<br>フッ化物洗口（４・５歳児）<br>ゆったりタイム | | ○片づけの声をかけ、友達と協力しながら片づけに取り組み、給食の準備に向かえるようにします<br>○戸外から帰った時や活動の節目には、自分から手洗い・うがいをする習慣を身に付けていくようにします。<br>○安全で安心できる環境の下、先生や友達との楽しい雰囲気の中で食べることができるようにします。<br>○食事のマナーや偏食にも配慮しながら適切に食事が進められるようにしていきます。<br>○食後は、絵本コーナー等を活用し、ゆったりした気持ちで過ごすことができるようにします。 |
| 13:00 | 教育活動時間<br>（３歳児は午睡） | | ○先生や友達と一緒に午睡や休息の準備をし、ゆったりと心と体を休めます。また、４・５歳児については、午前中の遊びの続きなど、園児が自分たちで遊びを展開できるようにします。<br>○自分たちでおやつの準備をし、安全で安心できる環境の下、楽しい雰囲気の中でおやつを食べ、食後には歯磨きをすることができるようにします。 |
| 15:00 | 降園準備<br>お集まり<br>順次降園<br>合同保育<br><br>※ 短時間<br>16：30<br>～<br>延長保育 | 降園準備<br>順次降園 | ○忘れ物がないか等にも気を付けながら、降園準備を自分でできるようにします。 |
| 16:00 | | 延長保育 | ○絵本や紙芝居を読み、降園に向けて気持ちを落ち着けられるような雰囲気をつくり、友達と一緒に、１日の振り返りをすることを通して、明日の登園への期待感を高めます。<br>○安心で安全な環境の中で、異年齢児との遊びを経験していきます。<br>○先生と一緒に、迎えに来た保護者を笑顔で迎えます。<br>○所持品の確認をしながら１日の様子を伝え、情報を共有します。<br>○保護者さんの送迎、または通園バスで順次降園します。<br>○お預かりできる最終時間になります。 |
| 18:30 | | | |

※この表は大まかな一日の教育・保育の流れ（目安）です。行事によっては多少異なる場合があります。

## 6　入園に向けて

＜保護者の皆様にお願いすること＞



【入園前にご家庭にお願いしたいこと】

- 園生活が楽しみになるよう、あたたかい言葉がけをお願いします。
- 早寝・早起き・朝ごはんは元気の源！生活リズムをつくりましょう。
- 名前を呼ばれたら返事をする・簡単な日常の挨拶をするなど、ご家庭でも取り組んでみてください。
- 「トイレ行きたい」「痛い」「～してほしい」など、自分の思いを伝えられる習慣をつけましょう。伝えられた時は、たくさん褒めてあげてください。

☆　園とご家庭とが協力し合いながら、お子さんの成長を見守っていきましょう。お子さんと園生活の話などをする時間をもち、親子のふれあいを十分とってください。

☆　園での様子など分からないことがあれば、いつでも遠慮なくお聞きください。

【一日の生活の流れと留意事項】

| | |
|---|---|
| 登園・登所時間 | ・９時までの登園にご協力ください。（防犯の為９時以降は施錠させていただきます。）<br>・９時を過ぎるとそれぞれのクラスで活動が始まり、乳児クラスはおやつの準備が始まります。<br>・遅れる場合やお休みする場合は、９時までに連絡をお願いします。連絡がない場合、事故防止のため園より連絡をさせていただきます。（バスを利用するご家庭は、８時半までに連絡ください） |
| 送迎について<br> | ・送迎の際は、保護者の方が責任をもち、事故等に合わないよう気をつけてください。<br>・送迎の際は、必ず玄関までお願いします。<br>・QR コードを使い忘れずに打刻してください。（必ず保護者の方が行うようにしてください。）<br>・家族以外の方（親戚・友達の親など）が送迎する場合は、必ず連絡をしてください。<br>・お迎えの時間がいつもより早い・もしくは遅くなる場合は、連絡をお願いします。<br>・警報（荒天）等が出た場合は、お迎えに来ていただくように連絡をすることもあります。<br>・登降園時の事故を防ぐために、必ずお子さんと手をつないで歩くようにしてください。 |
| 朝の登園時のポイント | ・登園時に子どもが泣いたり渋ったりすることもあり不安もあるかと思いますが、お家の方と離れがたくなってしまいますので、保育教諭等に託してお帰りください。<br>日中の様子は、お迎えの時や連絡帳などでお知らせします。 |

| | |
|---|---|
| 持ち物について | ・持ち物・衣服・下着・靴下・ハンカチなど全てのものに必ず名前を記入してください。おさがりは、名前を書き直してください。<br>・衣服は、自分で着脱しやすいものを着せるよう心がけてください。また、ズボンや長袖シャツが長い場合は、折らずに裾を縫ってから着用させてください。また、子どもたちは、活動量が多く汗をかきやすいですので、年間を通して半袖の下着またはランニングの下着を着用させてください。<br>・髪の毛は、短めが望ましいです。長い髪の毛の子は、きちんと結ってきてください。<br>・落とし物・忘れものはなるべく早めに申し出てください。 |
| 保育室の入室について | ・未満児の保護者の方は以下の物を確認・補充してください。<br>☆着替え<br>☆オムツ（５枚以下にならないよう補充してください）<br>☆おしりふき |
| 連絡のお願い | ・予定外の用事が入った場合、送迎の時間が遅くなる・早くなる、またはお迎えの人が変わるなどの時は、連絡をお願いします。なお、連絡帳に記載されている時間より 30 分以上たった場合は、確認の連絡をさせていただきます。<br>・午前中の教育・保育の時間帯は、電話対応ができない場合もありますので、ご了承ください。 |
| 申請書などの置き場所 | ・登園届・延長保育申請書・薬依頼書などの書類は、玄関に用意してあります。必要の際は、職員にお声がけください。 |
| おたよりについて<br> | ・園だより・保育だより・給食だよりは、月末に配布します。<br>（園だより・保育だより…月の保育目標や行事・おしらせ・おねがいごとなど　が書いてあります）<br>（給食だより…毎日の給食やおやつのメニュー・カロリーなどが書いてあります）<br>・その他のおたよりは必要に応じて配布しますので、必ず内容を確認してください。（不明な点は職員にお聞きください）<br>・緊急時の連絡として３９メールを使用します。おたよりが配布されましたら、登録をお願いします。 |
| 出席ノート<br>連絡帳・集金 | ・出席ノートの１ページ目に記入欄がありますので、１週間以内に記入をお願いします。（ふたば組は使用しません。）<br>・連絡帳は新入児には新しいものが入っていますが、在園児は今までのものを継続して使ってください。新しく購入する場合は、担任にお知らせください。<br>・ふたば組は１年間、未満児用連絡帳（複写式）への記入をお願いします。つくし組は１冊のみ未満児用連絡帳を使用します。終了後、以上児と同じ連絡帳になります。以上児に関しては、毎日の記入ではなく、何か連絡がある時に記入します。 |

| | |
|---|---|
| 写真 | ・オンライン写真販売サービス「リコー　こども成長アルバム そだちえ」を利用します。<br>※詳しくは、別紙参照となります。 |
| 閉園・家庭保育のご協力について | ・全職員を対象とした研修会の実施のため、早お迎え等の家庭保育のご協力を依頼することがあります。<br>・こども園では、感染症拡大の場合・荒天候の場合でも閉園・家庭保育のご協力を依頼することがあります。 |
| クラス懇談・個別面談 | ・全児対象の個別面談・クラス懇談会を実施します。内容や日程については、後日担任から連絡があります。 |
| SNS | ・スマートフォンなどで、お子さんの行事の写真や園での様子などを撮影されると思いますが、他のお子さんの名前や顔が撮影された写真などは、SNS 上に載せないようご協力をお願いします。<br>・メディアは年齢に合った内容で、時間を決めて見るようにしましょう。 |
| 入園・入所式後の教育・保育について | ・入園・入所式後の教育・保育について<br>給食…翌日から開始（全園児）<br>午睡…翌日から開始（在園児）<br>※ 新入児の午睡開始については、お家の方の仕事の都合や子どもの状態に合わせて個々に対応していきたいと思いますので担任とご相談ください。<br>・　入園・入所後はしばらく登園をしぶることもありますが、励ましながら登園させてください。<br>※　入園式～新入児のみ対象（4/３(金)）実施<br>※　在園時は、4/６(月)からの登園となります。<br>なお、家庭保育協力期間の保育を希望される方は、バスの運行はありませんので、直接、こども園へ送迎をお願いします。（只見保育所の新たんぽぽ組も、こども園での保育となります。） |
| その他 | ・登園・降園の際、お子さんが自分でリュックを背負うようにしましょう。身支度に自ら取り組めるようサポートをお願いします。<br>・子ども達の、“話したい”という気持ちを受け止め、親子での触れ合いの時間を大切にしましょう。<br>・しっかりと睡眠時間を確保できるよう、遅くても９時までには就寝するように心がけましょう。<br>・朝食は、一日の元気の源です。しっかりと食べてから登園させてください。 |

＜提出の必要な書類＞

□　家庭調査票
□　食事のアンケート
□　緊急連絡カード

＜登録の必要な書類＞

□　配信メールアドレス登録
　３９メール（全家庭）
□　保育支援システム
　「コドモン」登録（全家庭）
□　写真販売アプリ
　「そだちえ」登録（希望者）



＜服装について＞

- できるだけ薄着を心掛け、排泄のしやすい、自分で着脱のしやすい衣服にしてください。
- 砂・泥遊びもたくさん行います。動きやすく汚れを気にしないで遊べる服を着用させてください。
- サイズが大きい場合は、調節し、裾や袖を縫うようにしてください。

【上の洋服】

- 引っかかり防止のため、紐・フードの付いたパーカーなどは避けてください。
- 裾が長く手が隠れてしまうと転んだ時に危険です。体に合った服を選んでください。

【ズボン】

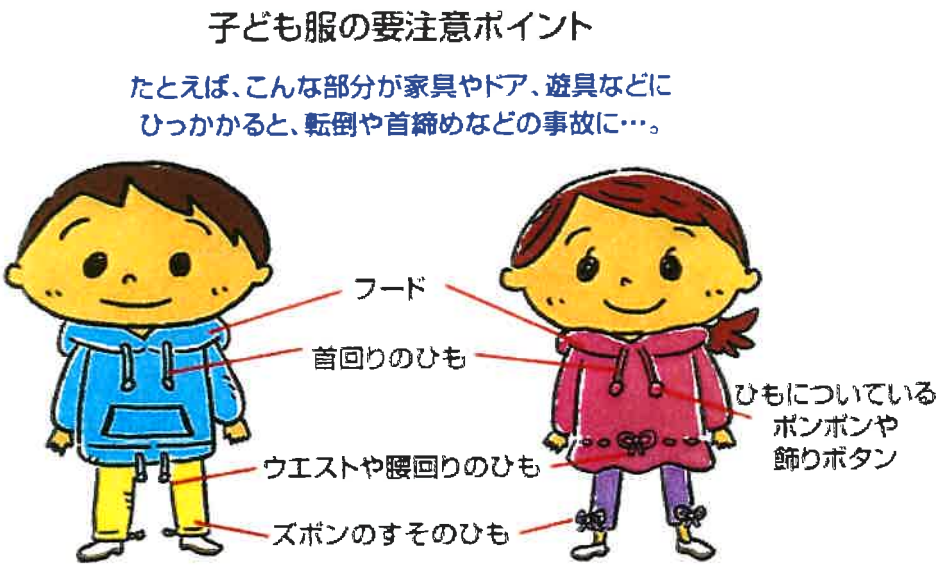
- 転んだ時のけが防止のため、膝が隠れる長さのもので、伸び縮みする動きやすいものをご用意ください。
- 後ろで留めるもの、肩掛け、紐を結ばなければいけないもの、オーバーオールなどは避けてください。また、ジーンズ、スキニーパンツ、タイツは活動に適していません。

【靴】

- 足のサイズに合った歩きやすい靴を履かせてください。

【髪飾り】

- 小さい髪ゴム、ヘアピンなど、誤飲やトラブルを防ぐため、持参しないでください。




【引用】政府広報オンライン

# 持ち物一覧

★ すべての持ち物にひらがなで大きくはっきりと名前をかいてください

| No. | 品名 | ふたば | つくし | たんぽぽ以上 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | おむつ<br>（トレーニングパンツ）<br> | ５枚<br>以上 | ５枚<br>以上 | | ・オムツは、袋から出し、個人用のカゴに入れて５枚以下にならないように補充をお願いします。<br>（トレーニングパンツは、個々の状態に合わせて連絡します。） |
| 2 | おしりふき<br> | １個 | １個 | | ・袋に名前を書き、袋のまま持たせてください。 |
| 3 | ナイロン袋<br> | １箱 | １箱 | | ・ナイロン袋は、箱ごと持たせてください。少なくなりましたら補充をお願いします。 |
| 4 | 着替え（布袋）<br> | ２枚<br>ずつ | ２枚<br>ずつ | ２枚<br>ずつ | （たんぽぽ組以上）<br>・着脱、活動しやすい物を布袋に入れて持たせてください。汚れた物は持ち帰りますので、次の日に着替えを持たせて下さい。毎月末に持ち帰りますので、中身を確認し持たせてください。<br>（つくし・ふたば組）<br>・着脱、活動しやすい物を準備してください。汚れた物は持ち帰りますので、個人用のカゴの中を確認し２枚以下にならないように補充してください。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 5 | カバン<br> | | | 1個 | ・リュック型で、ファスナーが隠れない物であれば自由です。<br>・マチの大きい物がおすすめです。<br>・未満児は、お家の方の使いやすいバックをご用意ください。 |
| 6 |  | 1箱 | 1箱 | 1箱 | ・箱に、名前を書いて持たせてください。 |
| 7 | 歯ブラシ・コップ<br> | | | 1組 | ・子どもが出し入れしやすい袋に入れて持たせてください。毎日持ち帰りますので、コップの汚れや歯ブラシの状態を確認して次の日に持たせてください。 |
| 8 | ハンドタオル<br> | | | 1枚 | ・毎日持ち帰りますので、洗濯した物を次の日に持たせてください。<br>（かけ紐付きもしくは、かけ紐を付けてください。） |
| 9 | 汚れもの入れ袋<br> | | | 2枚 | ・外遊びや食事などで濡れたり汚れたりした洋服等を持ち帰るために使用します。耐水性があるものをご用意ください。<br>（袋の汚れやにおいが気になる場合は、洗うことができる物や使い捨てのナイロン袋等が良いと思います） |
| 10 | 午睡用布団<br> | 1組 | 1組 | | ・毎月末に持ち帰りますので、カバーの洗濯やほつれの確認、布団を干すなどして、また持ってきてください。<br>（6月～9月中は2週間に1回持ち帰ります。）<br>・布団もカバーも名前は白布に太文字で書き、頭になるほうに縫い付けてください。（持ち運び用に袋等あると運びやすいと思います。） |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 11 | バスタオル<br>（6月~9月）<br>毛　布<br>（10月~5月）<br><br> | 1枚 | 1枚 | 1枚 | ・午睡時に使用します。毎月末に持ち帰りますので、洗濯をして、また持たせてください。<br>（6月～9月中は2週間に1回持ち帰ります。）<br>詳しくは必要な時期になりましたら、おたより等で連絡します。 |
| 12 | ハンカチ<br> | | 1～2<br>枚 | 1～2<br>枚 | ・毎日持たせてください。忘れた時の予備としてリュックの中に1～2枚入れておいてください。 |
| 13 | 汗拭きタオル<br>ふたば・つくし組<br>（5月～9月）<br>たんぽぽ以上（通年）<br> | 1枚 | 1枚 | 1枚 | ・フェイスタオルの大きさで、真ん中にかけ紐をつけてください。使用したタオルは持ち帰りますので、洗濯をして、また次の日に持たせてください。使用していない時は週末に持ち帰ります。 |
| 14 | 上履き<br> | 1足 | 1足 | 1足 | ・入所当初と冬期間使用します。マジックテープや紐ではない足のサイズに合った室内用シューズを持たせてください。使用時期は月1回持ち帰りますので洗ってから持たせてください。 |
| 15 | 上履き入れ<br> | 1個 | 1個 | 1個 | ・靴の大きさに合った物を持たせてください。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 16 | ビーチサンダル<br> | | | 1足 | ・また付きの物を持たせてください。<br>（6月～8月の間使用する予定） |
| 17 | 置き靴<br> | 1足 | 1足 | 1足 | ・置き靴として園に置いておける、汚れてもよい靴を持たせてください。 |
| 18 | プールバック<br> | 1個 | 1個 | 1個 | ・子ども用サイズの物を持たせてください。<br>（たんぽぽ組以上）<br>タオル・水着・スイムキャップ等を入れる。<br>（つくし・ふたば組）<br>タオル・プール用オムツを入れる。 |
| 19 | 水遊び用オムツ<br> | 1枚 | 1枚 | | ・オムツをはいている子は水遊び用オムツを持たせてください。<br>ふたば組は、水着の準備は必要ありません。<br>・つくし組の水着の使用は、個々のトイレトレーニングの状況によりますので必要な時期になりましたら担任とご相談ください。 |
| 20 | 水着（男の子）<br> | | 1枚<br>必要に応じて | 1枚 | ・体格に合ったスクール水着タイプで、自分で着脱しやすい物を持たせてください。 |
| 21 | 水着（女の子）<br> | | 1枚<br>必要に応じて | 1枚 | ・ワンピースタイプのシンプルな水着で、自分で着脱しやすい物を持たせてください。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 22 | タオル<br> | １枚 | １枚 | １枚 | ・フェイスタオルかラップタオルで自分で使いやすい方のタオルを持たせてください。 |
| 23 | スイムキャップ<br> | | | １枚 | ・頭のサイズに合った物を持たせてください。 |
| 24 | ゴーグル<br> | | | １個<br>さくら組のみ | ・さくら組のみ使用しますので、プールバックに入れて持たせてください。 |
| 25 | スノーウエアー<br> | １着 | １着 | １着 | ・体に合ったサイズのウエアーで、自分で着脱しやすい物をご用意ください。<br>（つくし・ふたば組は、つなぎの物が着脱しやすいかと思います） |
| 26 | 長靴<br> | １足 | １足 | １足 | ・足のサイズに合った防寒長靴をご用意ください。<br><br>ブーツタイプやマジックテープのついているもの、レインブーツや長靴の中がモコモコしたボア素材の物は雪遊び用に不向きです。 |
| 27 | 手袋<br> | １組 | １組 | １組 | ・毛糸の物だと雪がたくさんついたり、すぐに濡れてしまったりするので、毛糸ではない物をご用意ください。 |

＊　完全給食対応となりますのでお弁当箱の準備はありません。
　　又、防災の観点から全児パジャマの着用もありません。

＊　たんぽぽ組の午睡用布団、未満児の食事用エプロン・コップ・ハンドタオルは園や保育所の物を使用します。

☆　身の回りのことは年齢に合わせて、自分でできるようにしていきますので子どもがやりやすいサイズのものをお願いします。

≪着替え袋のサイズ≫

横30ｃｍ程度

縦38ｃｍ
程度

リュックタイプのもの
キルティング素材の
ものは、不可です。

≪午睡布団のサイズ≫

60ｃｍ程度

名　前

１２０ｃｍ
以内

≪ハンドタオル≫　かけひもを
つけてください。



横30ｃｍ程度

縦30ｃｍ
程度

＊ホック（スナップボタン）をつける。
ひも・ファスナー・マジックテープは不可です。

≪午睡用毛布のサイズ≫

１２０ｃｍ程度

１００ｃｍ
以内

≪午睡用バスタオルのサイズ≫

１２０ｃｍ以内

７０ｃｍ
以内

≪通園バック≫

横（内寸）：４０㎝程度

縦（内寸）：
３５㎝程度

キルティング素材は不可です。
（新しく購入される方）



＊必ず、サイズや注意書きを確認して
ご準備ください。

## ＜給食について＞

【目標】

未満児（1～2歳児）

◎　規則正しい生活のリズムを作り、身体を十分に動かして空腹感を味わう。
◎　家庭的な雰囲気の中で色々な味に触れ食べる楽しさを味わう。
◎　そしゃくを促し、よく噛んで食べる習慣を身に付け自分から食べようとする意欲を育む。
◎　フォーク・箸・茶碗・皿など正しく使い、「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつの習慣を身に付ける。

以上児（3～5歳児）

◎　色々な食べ物に興味や関心を持ち健康な身体づくりをする。

◎　楽しい雰囲気の中で、保育教諭や友達と食事をする。

◎　食事を楽しみながら、マナーを身につける。

◎　行事に関心をもって食材に親しみを持つ。



◎　食と体の関係を知り意欲的に食べる。

◎　全ての食に命があることを、その命をいただいて自分たちが生きていることを知る。

## ◆給食についてのお願い◆

○　月曜日～金曜日までは全児完全給食になります。土曜日を利用される場合は、給食はありませんので手作り弁当・箸・おしぼり・飲み物を持たせてください。

○　手作り弁当の日は、お子様の食べられる量で、おかずや果物等も入れ、箸・フォークも持たせてください。

○　食べ物アレルギーや極端な好き嫌いがありましたら、必ず食事に関するアンケートに記入をしてください。

○　毎月発行される給食だよりを確認し、初めての食材は、必ず家庭で１～２回程度食べ、アレルギー等がないことを確認してください。

○　幼児期になるべくたくさんの食材にふれていきたいと思いますので、家庭でもご協力をお願いします。

○　朝ごはんを食べないと集中力も下がりけがにつながってしまうこともあります。
朝ごはんを必ず食べてから登園させてください。

☆　１歳児について

◎　離乳完了からの対応となりますので、ご家庭でのご協力とご理解をお願いします。ただし、大きさや固さなどは、家庭と連絡を取り合って、発達に応じた食事を提供していきます。

◎　牛乳等は哺乳瓶を使わずにコップまたは、ストローで飲みます。

◎　午前中のおやつは、昼食に影響しないよう配慮します。

◎　１歳児の給食については、家庭と連携しながら対応します。「今日のメニューは何かな?」と献立を確認し、初めて食べる食品がある場合は、事前に家庭で食べさせる等して、体調に変化がないかを確認してください。





【園の取り組み】

☆　食育指導（毎月）
☆　農園で野菜栽培活動
☆　おやつ作り
☆　地域の方との野菜収穫体験
☆　料理教室
☆　郷土料理作り
☆　保存食作り



【家庭との連携】

☆　給食だより・食育だよりの配布
☆　食事のアンケート
☆　入園・入所前食事調査
☆　給食サンプルの掲示
☆　アレルギー調査・除去等の対応
☆　食に関する相談・助言・講座の開催

## ☆　アレルギーについて

○　アレルギー等のある場合は面談を通じて除去食で対応します。除去は、医師の判断による指表に基づき行っていきます。医療機関を受診し医師に「アレルギー疾患生活管理指導表」を記入していただき「アレルギー除去食依頼書（保護者記入）」と合わせて提出してください。また、除去を解除する際も医療機関を受診し「除去解除申請書」を医師に記入していただき、提出してください。

新入児～入園前に病院受診をし、医師に「アレルギー疾患生活管理指導表」を記入していただき「アレルギー除去食依頼書（保護者記入）」と合わせて提出してください。提出後、面談（施設担当者・栄養士・担任・保護者）を実施し、除去食の提供を行います。入園・入所説明会（２月）で用紙をお渡し、３月中に面談を実施します。

在園児～新年度に入り、面談（施設担当者・栄養士・担任・保護者）を実施し、継続の確認が取れましたら、引き続き除去食の提供を行います。

## ☆　こども園・保育所における栄養目標

○　日本人の食事摂取基準は、社会状況の変化を反映しながら５年ごとに改定されてきました。2020 年より食事摂取基準が改定となりましたので保育所の栄養目標量も見直しとなりました。子ども園においては下記の数値を目標に提供しています。

＜1～２歳児の給与栄養目標量＞

| | エネルギー | たんぱく質 | 脂質 | カルシウム | 鉄 | ビタミンA | ビタミンB1 | ビタミンB2 | ビタミンC | 塩分相当 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | Kcal | g | g | mg | mg | μg | mg | mg | mg | g/日 |
| 一日当たり食事摂取基準 | 950 | 13～20% | 20～30% | 450 | 4.5 | 400 | 0.5 | 0.6 | 40 | 3 未満 |
| 保育所における栄養目標量（昼食＋おやつ2） | 480 | 20 | 15 | 225 | 2.25 | 200 | 0.25 | 0.3 | 20 | 1.5 未満 |

＜3～5 歳児の給与栄養目標量＞

| | エネルギー | たんぱく質 | 脂質 | カルシウム | 鉄 | ビタミンA | ビタミンB1 | ビタミンB2 | ビタミンC | 塩分相当 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | Kcal | g | g | mg | mg | μg | mg | mg | mg | g/日 |
| 一日当たり食事摂取基準 | 1300 | 13～20% | 20～30% | 600 | 5.5 | 450 | 0.7 | 0.8 | 50 | 3.5 未満 |
| 保育所における栄養目標量（昼食＋おやつ） | 400 | 20 | 16 | 270 | 2.4 | 200 | 0.3 | 0.35 | 23 | 1.57 未満 |

## ＜保健と安全について＞

○　こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。登園に際しては、以下の配慮をお願いいたします。

①　園内・所内での感染症の集団発症や流行につながらないこと。

②　子どもの健康（身体）状態がこども園や保育所での集団生活に適応できる状態に回復していること。

③　登園届が必要な感染症にり患した際には、登園・登所の許可については医師の指示に従うこと。

※　病名やお子さんの全身状態によって登園の目安は変わりますので、登園前に職員にご相談ください。

## ○医師の診断を受け、保護者が記入する登園・登所届が必要な感染症

| 病名 | 登園・登所停止期間 | 主要症状 | 潜伏期間 | 伝染経路 |
|---|---|---|---|---|
| 新型コロナウイルス | 発症後５日目。カウント方法はインフルエンザと同じ | 国の基準が目安となります。<br>医師や保健所の指示に従ってください | | 飛沫感染<br>接触感染 |
| インフルエンザ | 発症後５日経過し、かつ解熱後３日を経過してから<br>※発症後・・発熱した初日はカウントせずに、次の日から１日目・・５日目と数える。５日経過した日の次の日から登所可能です<br>解熱後・・解熱した当日はカウントせず次の日から１日目としてカウントする | 発熱：突然の高熱のことが多い<br>頭痛・筋肉痛・だるさ：機嫌が悪くなったり元気がなくなったりする。<br>のどの痛み：食欲・哺乳量が低下する場合がある<br>嘔吐・下痢：消化器の症状が出ることもある。<br>異常行動：うわごと、勝手に動き回る、幻覚など | １～３日 | 飛沫感染<br>空気感染<br>接触感染 |
| 麻疹（はしか） | 解熱後３日を経過してから | 口中・首に赤い発疹<br>食欲不振 | ７～２８日<br>（１０日前後） | 飛沫感染<br>接触感染<br>空気感染 |
| ヘルパンギーナ | 解熱し、口の中の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が取れるようになってから | 38℃～40℃の発熱、３日前後で解熱する。口の中に水ぶくれができる | ２～７日 | 飛沫感染<br>接触感染<br>(便から) |
| マイコプラズマ感染症 | 解熱し、激しい咳がおさまってから | 発熱、咳：最初は普通の風邪と区別が難しい。中耳炎を合併することがある | ２～３週間 | 飛沫感染<br>接触感染 |
| ＲＳウイルス感染症 | 解熱し、咳のピークを過ぎてから | 咳：軽い風邪症状から始まり、ぜいぜい咳き込むようになる。呼吸困難：呼吸が速い、助骨の間やみぞおちがペコペコする。顔色が悪い | ４～５日 | 飛沫感染<br>接触感染 |
| 胃腸炎<br>（急性・ウイルス性・感染性） | 嘔吐がおさまり、下痢のピークが過ぎ、<br>水分や食事が普段通りとれるようになってから | 嘔吐、下痢（ロタは、クリーム～白色の下痢）、腹痛 | １～３日ロタウイルス<br>ノロウイルス<br>１８～４８時間<br>アデノウイルス<br>７～８日 | 接触感染<br>(食品から) |
| 咽頭結膜熱<br>（プール熱） | 主要症状が消退した後、２日を経過するまで | のど（咽頭）が腫れて痛みだし、結膜炎を起こし、白目やまぶたの裏側が赤くなり、目やにが出ることもある<br>急に 39℃前後の高熱がでる | ５～７日 | 飛沫感染<br>接触感染 |
| 流行性耳下腺炎<br>（おたふくかぜ） | 頬の腫れや痛みの出現後５日を経過し、全身状態が良好になってから | 発熱・耳下腺（耳たぶの下）がはれる | １２～２６日 | 飛沫感染 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 水痘<br>（水ぼうそう） | すべての水疱がかさぶたになってから | 発熱・顔・手足・胸に赤い発疹・中に水がたまり・破れてかさぶたになる | 2～3週間 | 鼻孔・咽頭・接触感染・空気感染 |
| 風　疹<br>（3日はしか） | 発疹が消失してから | 発熱・発疹 | 14～21日 | 飛沫感染<br>接触感染<br>空気感染 |
| 手足口病 | 解熱し、口の中の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が取れるようになってから（発疹は残っていてもよい） | 発熱・だるさ・頭痛・食欲不振・手のひら・口中・ひじ・ひざ・足の裏に水泡と周囲に発疹 | 4～5日 | 接触感染<br>飛沫感染 |
| 溶連菌感染症 | 解熱し、抗生剤内服後24時間経過してから | 発熱・のどの痛み・顔手足・体に発疹・舌がいちごのようになる | 1～3日 | 飛沫感染 |
| 伝染性紅斑<br>（リンゴ病） | 頬が赤いのは治ったサインなので、登園が可能です | 頬が赤くなる、太もも・腕に赤い頬斑点・まだら模様 | 1～2週間 | 飛沫感染 |
| 伝染性膿痂疹<br>（とびひ） | 皮疹がかさぶたになってから。または、湿疹部位が被覆できる程度の場合は、湿疹部位が覆ってあれば登園が可能です | 水ぶくれが黄色い膿を持って大きくなり次々にうつる | 汁がつくとすぐに感染 | 接触感染 |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで | 百日咳特有の咳発作（コンコンと続く咳とその後にヒューヒューと息を吸う音がする） | 7～10日 | 飛沫感染<br>接触感染 |
| 結核 | 医師により、感染の恐れがないと認めるまで | 咳・疲労感・微熱・寝汗・体重減少 | 1～2ヶ月 | 飛沫感染<br>空気感染 |
| 流行性角結膜炎 | 感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失してから | 軽熱・頭痛・全身倦怠感・結膜の炎症・眼瞼浮腫・目やに | 5～7日 | 結膜接触<br>汚染物 |
| 髄膜炎<br>菌性髄膜炎 | 医師により、感染の恐れがないと認めるまで | 髄膜刺激症状・頭痛・嘔吐・けいれん・意識障害 | 2～10日 | 飛沫感染 |
| 急性出血性結膜炎 | 医師により、感染の恐れがないと認めるまで | 目の痛み・流涙・結膜充血・眼瞼浮腫・<br>出血 | 1～2日 | 結膜<br>汚染物 |
| 腸管出血性大腸菌感染症（o-157、o-26、o-111） | 症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認された場合 | 激しい腹痛で始まり、数時間後に水様性の下痢をおこす・嘔吐 | 3～8日 | 経口感染 |

## ※登園・登所届の提出は不要（症状が出た場合はお知らせください）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 帯状疱疹 | すべての水ぶくれがカサブタになるまで | チクチクとした、不快な痛みから始まり徐々に皮膚が赤くなって小さな水疱が密集する。 | 2週間程度 | 水痘にかかっていない人に、まれにうつす可能性がある |
| 突発性発疹 | 解熱し、機嫌が良く、全身状態がよくなってから | 突然38度以上の熱が3日ほど続き、解熱ごろに小さな赤い発疹が全身にでる | 約10日 | 感染経路は解明されていない |
| 水イボ<br>（伝染性軟属腫） | 登園停止ではありませんが、プール時などには患部を覆い、感染予防をおねがいします | 皮膚のあらゆる場所に細かいイボがでます | 2週間～50日程度 | 接触感染 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 喘息発作 | 「ゼーゼー、ヒューヒュー」といった喘鳴や激しい咳が出る、呼吸が苦しくなるといった症状の時は全身状態が落ち着いてから | 激しい咳、息苦しさ、淡、胸の痛み、喉に違和感を感じる、動悸、息切れ、背中の張り、空咳 | ２週間～<br>５０日程度 | |

※　令和７年４月から「急性呼吸器感染症（風邪感染症）」が季節性インフルエンザや新型コロナウイルス感染症と同じ、５類に追加されます。急性呼吸器感染症とは熱・咳・鼻水・のどの痛みなどの症状の総称で、いわゆる「普通の風邪」です。

風邪症状がよくなるまでの目安は、一般的に４日から１週間程度といわれていますが幼児の場合は中耳炎・気管支炎・肺炎等にもつながり重症化することもあります。風邪症状が出た場合には早めに医療機関を受診していただき、医師の診断後、症状に合った服薬で速やかに快方へ向かえるようご協力ください。

## 登園・登所届（保護者が記入）

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿園長殿

入園児童氏名

令和　　年　　月　　日医療機関「　　」において

病名「　　」と診断されましたが、

症状の回復がみられ、診断の際の医師の指導助言や「登園のめやす」により集団生活に支障のない状態と思われますので登所いたします。

保護者名＿＿＿＿＿＿＿＿印またはサイン

＜お預かりできない場合＞

○　集団生活に入りますと、いろいろな病気にかかる時もあります。主な病気（感染症等）の場合はお預かりできませんので、ご家庭でゆっくり体を休め治してから登園してください。回復して登園する際は登園届を提出していただくようになります

○　発熱した場合は、薬を服用せず解熱後 24 時間経過し（解熱剤を使用した場合には更なる経過観察をお願いすることもあります）、再度熱が上がらなかったら登園させてください。

○　熱性けいれん・ひきつけ・てんかん・喘息・脱臼などの持病のあるお子さんは、必ず担任にお知らせください。

○　登園基準を満たしていても、お子さんの全身状態によっては、お預かりできない場合もありますのでご相談ください。

＜登園してもお断りする場合＞

○　集団生活が困難と思われる場合
○　熱（37.5 度以上）のある時
○　伝染性の疾病の疑いがある時

○　「感染症」はうつる病気です。集団生活のため、感染する疑いのある場合は欠席していただきます。また鼻水や咳だけの症状でもウイルス感染してしまう可能性がありますので、早めの受診をお願いします。

※　登園の目安としては、お子さんの全身状態が良好であることが基準となります。

毎朝、健康チェック



## ＜登園を控えましょう＞

【咳のある時】

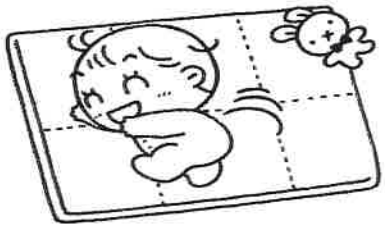
① 夜間しばしば咳のために起きるとき
② 喘息や呼吸困難があるとき
③ 呼吸が浅いとき
④ 元気がなく機嫌が悪いとき
⑤ 食欲がなく朝食・水分が摂れないとき
⑥ 少し動いただけで咳が出るとき

【熱がある時】

① 発熱の時…朝から 37.5℃を超えた発熱とともに元気がなく機嫌が悪いとき
② 食欲がなく、朝食・水分が摂れていないとき
③ 24 時間以内に解熱剤を使用しているとき
④ 24 時間以内に 38℃以上の熱が出たとき

【嘔吐のある時】

① 24 時間以内に嘔吐があるとき
② 嘔吐に伴い、いつもより体温が高めであるとき
③ 食欲がなく、水分も欲しがらないとき
④ 機嫌が悪くぐったりしているとき





【発疹のあるとき】

① 今までなかった発疹が出て医師より登園を控えるよう指示をされたとき（体調不良や感染症など）
② 口内炎のため水分や食事が摂れないとき
③ とびひ・顔などで患部を覆えないとき

【下痢のとき】

① 24 時間以内に水様便があるとき
② 食事や水分を摂ると下痢があるとき
③ 下痢に伴い、体温がいつもより高めであるとき
④ 朝、排尿がないとき（脱水症状の可能性があり）
⑤ 機嫌が悪く、元気がないとき
⑥ 顔色が悪くぐったりしているとき



## 【毎朝の健康チェックをお願いします】

○　毎朝検温し、37.5 度以上の発熱がある場合は登園を見合わせてください。平熱であっても元気がなく、いつもと違うと感じた時には、職員に申し出てください。
○　排便の様子は健康状態を判断する目安となります。便秘・未消化便・下痢便などよく観察し、便の状態がいつもと違っている時には、職員に必ずお申し出ください。
○　１週間に１回ほど爪の確認をお願いします。（自分や友達を傷つけてしまう可能性があります。）
○　髪の毛は、活動の際に目にかかったり、食事中に食器についたりしないよう結びましょう。また、前髪が目にかかっていると、視力低下に繋がる場合もありますので、結んだり定期的に切り揃えたりしてください。（ヘアピンは落とした際に誤飲などの危険もあるので使用は控えましょう。）

### ＜病後の登園＞

○　家庭で発熱した、体調を崩した、けがをした、発疹が出たなど、健康上に変わったことがあった場合、また、症状が治まった場合にも職員に伝えてください。
（連絡ノートに記入し、口頭でも職員にお伝えください。）
○　発熱した場合は、解熱後２４時間以上が経過し、全身症状が改善傾向となるまで登園できません。

### ＜教育・保育中健康上の変化があった場合＞

～保育中に体調が悪くなった場合～
○　体温が 37.5 ℃以上になった場合
○　３７.５℃以下でも、ぐったりしていたり、普段と比べて機嫌が悪かったりし、全身状態がよくない場合
○　嘔吐または下痢や白い便が見られた場合
○　普段と比べ、かなり食欲がない場合
○　発疹が時間とともに増えてきた場合

※　お子様の体調により登園・登所後に連絡させていただく場合があります。

## ＜教育・保育中にけがをした場合＞

○　教育・保育時間内のけがなどで、緊急な処置が必要になった場合は、保護者の方に連絡を取り、嘱託医療機関に職員が連れていくことになります。

○　処置などが必要な場合は保護者の方の承諾が必要となりますので、保育所・こども園から連絡を受けたら、医療機関にお越しください。

## ＜保護者の方へ＞

○　園で発熱したときや咳がひどい場合は、マスクを着用し様子をみます。

○　病気やけがの際、病院を受診された時、医師に「こども園・保育所に通っている」ことを話し、登園してもよいかどうかをご確認ください。

○　園での生活が普段通りに過ごせるよう回復してから登園しましょう。

○　お子さんやご家族の方が感染症や胃腸炎と診断された場合は、速やかに園へご連絡ください。また、予防のため園内には入らず、玄関前での対応となりますことをご了承ください。職員が玄関までお子さんをお連れします。（お電話にて事前にお声かけください。）

○　週末に罹患された際は、治った場合であっても、週明けに連絡をお願いします。園で、丁寧に体調把握をしていきたいと思います。

## ＜フッ化物洗口について＞

只見町では４・５歳児を対象に「フッ化物洗口」を実施しています。開始前に保護者の方に希望調査書を配付しますので、ご記入の上、園まで提出してください。(実施は任意です。)

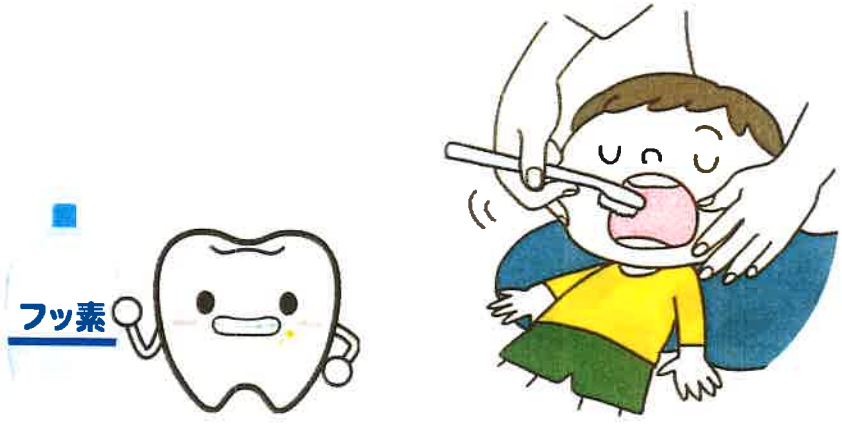
１　実施方法フッ化物洗口剤を水に溶かしたうがい液で、週５回１分間の「ぶくぶくうがい」をします。

２　無料(全額公費負担)

３　実施日時　毎週月曜日～金曜日の昼食後

４　その他実施にあたり、心配な方・不安がある方はご相談ください。

※　町の保健事業としてもフッ素塗布を実施しています。詳しくはお知らせ版等をご覧いただくか、町の保健福祉課に問い合わせてください。



## ＜園での与薬について＞

くすりを与える行為は、薬事法等の法律によって、医師や保護者などに限られており、原則、園等でくすりを飲ませることができません。やむを得ず、園等で与薬が必要な場合には、「医師の指示に基づいた薬に限定」とします。

その際には、保護者の方に医師の名、くすりの種類、内服方法等を具体的に記入した「くすり依頼票」（次ページ参照）を持参していただくことになります。

つきましては、依頼票が必要となりますので、下記の点にご留意いただき、くすりと一緒にご持参くださいますようお願いいたします。

なお、ふたば組については、園等ではくすりをお預かりできませんので、医師に保育施設に通っていることを伝え、１日、朝・夕２回の処方をお願いする等の対応をお願いいたします。

【留意点】

○　与薬は、医師の処方箋のみとします。一般の売薬はお預かりできません。
○　くすりは、必ず１回分に分けて持たせてください。
○　くすりの袋や容器には、必ず子どもの名前を記入してください。
○　くすりは常温で保存できるもののみお預かりします。
○　塗り薬は、容器ごとお預かりさせていただきます。（詳しくは、担任にご相談ください。）
○　依頼票は、１枚につき、１週間分までとします。服薬の期間がそれ以上となる場合には、再度提出をお願いいたします。
○　塗薬の頓用は与薬できますが、解熱鎮痛剤の与薬はできません。
※　ただし、アレルギーなど長期にわたる与薬の場合には、依頼票１枚で１か月分の依頼をすることができます。
※　依頼票は、こども園、保育所の玄関口に備えておきます。
※　職員間で二重チェックをし、薬の誤飲や与薬忘れ等のないように、注意していきます。

安全のために、薬と依頼票は必ず職員に手渡してください。



【くすり依頼票について】

## ◎くすり依頼票について

※1枚につき週毎に記入して下さい。
ただし、年間を通して(アレルギーなど)飲むもの、塗り薬(アトピー)などは、1ヵ月に1枚で毎月提出してください。

※病院違いの場合で何種類かの薬を持ってくる場合は、それぞれの病院の薬ごとに依頼書を提出して下さい。

**くすり依頼票**

◎投薬をお願いします　　保護者㊞又はサイン

年　月　日

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 子どもの名前 | | クラス | | |
| 病院名 | 病院TEL | | | |
| 病名 | | | | |
| 薬の種類 | 粉薬 種類 | 液(シロップ) 種類 | 外用薬 種類 | その他( ) 種類 |
| 投薬時間 | 食前 | 食後 | その他 | |
| その他 連絡事項 (内服方法など) | | | | |
| 期間 | 月 日 ( ) ～ 月 日 ( ) | | | |
| | | | | |
| 投薬者確認欄 (保育士記入) | | | | |

【お願い】
＊与薬するのは、医師の処方箋のみとします。
売薬はお預かりできません。
＊薬は、必ず1回に分けて持たせて下さい。
＊薬の袋や容器には、必ず子どもの名前を記入して下さい。
＊薬は、常温で保存できる薬のみお預かりします。
＊塗り薬は、容器ごとお預かりしています。
＊依頼票は、1枚につき1週間分までとします。
それ以上の期間の場合は、再度提出して下さい。
＊薬と依頼票は、必ず職員に手渡しをして下さい。

## ◎くすり投薬確認票について

(毎日用)

**投薬確認票**

幼児名

投薬日時

年　月　日

時　分

投薬者

※投薬したときは、毎回記入し持ち帰ります。

※投薬した人が、確認票を記入し、出席ノートにはさんで確認票を持ち帰ります。

(1ヵ月分)

**投薬確認票**

幼児名

| 月日 | 塗り薬 | 飲み薬 | 投薬者 | 月日 | 塗り薬 | 飲み薬 | 投薬者 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| / | | | | / | | | |
| / | | | | / | | | |
| / | | | | / | | | |
| / | | | | / | | | |
| / | | | | / | | | |
| / | | | | / | | | |
| / | | | | / | | | |
| / | | | | / | | | |
| / | | | | / | | | |
| / | | | | / | | | |
| / | | | | / | | | |
| / | | | | / | | | |
| / | | | | / | | | |
| / | | | | / | | | |
| / | | | | / | | | |
| / | | | | / | | | |
| / | | | | / | | | |

※出席ノートの後ろに貼り、投薬した人が必要事項を記入します。

## 体調確認票について

### 【体調確認票の記入について】

子どもたちの体調の変化などに早めに対応できるよう、体調確認票に記入をしていただくようになります。毎朝の子どもの検温と咳・鼻水の状況、家族の体調について出席ノートの後ろに貼ってあります体調確認票に記入をお願いいたします。

| | | 体温 | 咳 | 鼻水 | 家族の発熱 |
|---|---|---|---|---|---|
| 4日 | (水) | 36.8 度 | なし・(少しあり) | (なし)・少しあり | なし・(あり) |
| 5日 | (木) | 36.5 度 | (なし)・少しあり | なし・(少しあり) | (なし)・あり |
| 6日 | (金) | 度 | なし・少しあり | なし・少しあり | なし・あり |
| 9日 | (月) | 度 | なし・少しあり | なし・少しあり | なし・あり |
| 10日 | (火) | 度 | なし・少しあり | なし・少しあり | なし・あり |
| 11日 | (水) | 度 | なし・少しあり | なし・少しあり | なし・あり |
| 12日 | (木) | 度 | なし・少しあり | なし・少しあり | なし・あり |
| 13日 | (金) | 度 | なし・少しあり | なし・少しあり | なし・あり |
| 16日 | (月) | 度 | なし・少しあり | なし・少しあり | なし・あり |
| 17日 | (火) | 度 | なし・少しあり | なし・少しあり | なし・あり |
| 18日 | (水) | 度 | なし・少しあり | なし・少しあり | なし・あり |
| 19日 | (木) | 度 | なし・少しあり | なし・少しあり | なし・あり |
| 23日 | (月) | 度 | なし・少しあり | なし・少しあり | なし・あり |
| 24日 | (火) | 度 | なし・少しあり | なし・少しあり | なし・あり |
| 25日 | (水) | 度 | なし・少しあり | なし・少しあり | なし・あり |
| 26日 | (木) | 度 | なし・少しあり | なし・少しあり | なし・あり |
| 27日 | (金) | 度 | なし・少しあり | なし・少しあり | なし・あり |
| 30日 | (月) | 度 | なし・少しあり | なし・少しあり | なし・あり |
| 31日 | (火) | 度 | なし・少しあり | なし・少しあり | なし・あり |

＊毎朝、必ず検温し記入してください。

＊咳・鼻水の状況であてはまるほうに○をつけて下さい。

＊家族の中で発熱している人がいるかどうか、該当するほうに○をつけて下さい。

◎検温の記入を忘れてしまった場合は、登所時に保育所の玄関のところで検温していただき、記入してください。

＜ プール時の体温チェック表が変わります ＞

| | | 体温 | 咳 | 鼻水 | 家族の発熱 | プール | 水遊び |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 17日 | ( ) | 度 | なし・少しあり | なし・少しあり | なし・あり | ○ | ○ |
| 18日 | ( ) | 度 | なし・少しあり | なし・少しあり | なし・あり | × | × |
| 19日 | ( ) | 度 | なし・少しあり | なし・少しあり | なし・あり | × | ○ |
| 20日 | ( ) | 度 | なし・少しあり | なし・少しあり | なし・あり | | |
| 21日 | ( ) | 度 | なし・少しあり | なし・少しあり | なし・あり | | |
| 22日 | ( ) | 度 | なし・少しあり | なし・少しあり | なし・あり | | |

☆出席ノートの一番後ろに確認表の用紙が貼ってありますので、記入例のように毎朝記入をお願いします。

- 曜日を記入する
- 体温を記入する
- 咳・鼻水・家族の発熱を記入する
- プール・水あそびの欄にできる時…○ できない時…✖を、記入する

※記入がないとプール遊びができない場合がありますので、毎日必ず記入をお願いします。

【災害時の避難】

非常災害時は第一・第二いずれかの場所に避難・待機しておりますので、速やかにお迎えをお願いします。

| 名称 | 第一避難場所 | 第二避難場所 |
|---|---|---|
| 只見町立只見保育所 | 只見公民館 | 只見町立只見小学校 |
| 只見町認定こども園 | JA 会津よつば只見支店 | 只見町立只見中学校 |
| 只見町立明和保育所 | グループホーム和の里 | 明和公民館 |

次の状況の場合、すみやかにお迎えをお願いします。



1．震度５以上の地震が発生した時
2．町内において避難指示が発令された時
3．保育所近辺で凶悪犯逃走などの事件が発生した時

【緊急時の一斉連絡について】

緊急時には、登録いただいている「39 メール」で避難を発信したいと思いますが、 過去の震災にはメールも送れない状況になった事もありますので、大きな災害の際には速やかにお迎えに来ていただくようにお願いします。

※登録メールアドレスを変更すると「３９メール」が受信できなくなります。メールアドレス変更時には、送迎時で構いませんので、保育士へ連絡をお願いします。登録するＱＲコードをお渡しします。

【苦情申し出の窓口について】

社会福祉法第８２条の規定により、当園では皆様からの苦情、ご希望に対する体制を整えております。本園に関する苦情解決者・苦情受付担当者を下記により設置し、苦情の解決に努めていますのでお知らせします。

| 名称 | 苦情受付担当者 | 苦情解決責任者 |
|---|---|---|
| 只見町立只見保育所 | 主任保育士 | 所長 |
| 只見町認定こども園 | 主幹保育教諭 | 園長 |



1．苦情の受付
　苦情は、面接・電話・書面などにより受け付けます。
2．受付の報告・確認
　受け付けた苦情については、第三者委員にも報告します。
3．苦情解決のための話し合い
　苦情については誠意をもって話し合い、解決に向け努力します。
4．第三者委員
　吉津　和子：０２４１－８４－２７０７
　目黒ハナエ：０２４１－８２－３２５８
　任期：令和６年４月１日～令和８年３月３１日

【児童の虐待防止について】

不適切な保育については、保育を見直し、自分の思いと相手の受け止め方に差異はなかったか、日々の振り返りを大切にし、より丁寧に保育するよう努めております。心配事がございましたら、お気軽に保育士等へご相談ください。

虐待については、子ども家庭庁より「虐待が疑われる場合には、ただちに市町村や児童相談所に連絡する」ようにと指導があります。虐待とは暴力だけでなく、育児放棄や言葉の暴力も含まれます。また、虫歯の治療をしていない、衣類がいつも汚れている、入浴していない、爪がのびているなども注意すべき点となっています。身近に心配なお子様がいる場合は、園にご相談ください。子どもたちの幸せを私たち大人が守っていきましょう。よろしくお願いいたします。

※　児童相談所虐待対応ダイヤル「１８９」にかけるとお近くの児童相談所につながります。通話料は無料です。



# 「ぶなのもり　こども園」通園バスの運行について

☆　通園バス発着場所・・・・・只見保育所、明和保育所

| 時　間 | 内　　容 | 時　間 | 内　　容 |
|---|---|---|---|
| ７：３０ | 各保育所開所<br>保護者送迎により登園 | １５：３０ | 通園バス乗車開始 |
| ８：３５ | 通園バス乗車開始 | １５：３５ | 人数確認・こども園出発 |
| ８：４０ | 人数確認・各保育所出発 | １５：５０ | 各保育所着 |
| ８：５５ | こども園着 | １５：５５ | 降車・人数確認等 |
| ９：００ | 降車・人数確認等 | １６：００ | 各保育所預かり開始<br>保護者送迎により降園 |
| | ぶなのもりこども園<br>保育・教育開始 | １８：３０ | 各保育所閉所<br>こども園閉園 |

＜運休基準＞

①　出発時間の２時間前の時点で台風、積雪の状況等に、何らかの警報等が発令されており、園長が安全な運行が困難と判断した際には、運休する場合があります。

②　朝の便を運休する際は、園長が当日の朝７時までに判断し、保護者に対しメールまたは電話で連絡します。

③　当日登園後に警報等が発令された場合は、教育委員会等と会議を行い運行について検討し、運休が決定した場合には、速やかに保護者に対しメールまたは電話で連絡します。



＜園児との約束＞

○　元気に挨拶をして乗車・降車します。

○　車内では立ち歩きはせず、必ず座席前のバーを握って座るようにします。

○　着席後、後ろを向いて話をしません。（会話は隣の子と楽しむように。）

○　車内ではバッグの中などから、ものを出しません。

○　大きな声を出しません。

※　子どもたちの安全のため、約束が守れない場合には、乗車をお断りすることがあります。予めご了承ください。

＜お願い＞

○　余裕をもって安全に乗車できるよう、８：３０までには、各保育所に到着するように送迎をお願いします。また、欠席や乗車しない等の急な連絡は、8:３０までに乗車する保育所へお願いします。（やむを得ず急な変更がある場合にも、乗車する保育所への連絡をお願いします。）

○　発車時刻になりましたら、出発します。遅れた場合には、こども園までの送迎をお願いします。

○　こども園に直接迎えに来る際は、バス出発前の１５：３０までにこども園への連絡を済ませてください。

○　バス乗車時に園児が体調不良（発熱・嘔吐等）を訴えた場合には、園児の状況を確認し、場合によっては、園に連絡を入れ保護者の方にお迎えに来ていただくこともあります。

○　園内で感染症等の罹患が発生し拡大傾向に有るときには、状況をお知らせし、保護者による送迎をお願いすることもあります。

○　その他、園児のバス乗車が困難と思われると判断される場合には、保護者の方に直接送迎を依頼する場合があります。ご了承ください。

○　自家用車から保育所までの安全確保にご協力ください。特に、バスの前方の横断は避け、園児の手を離さないようお願いします。

○　行事等で保護者の方に送迎していただく時があります。その際は、事前にこども園や保育所よりお知らせをします。

○　冬期間は安全を優先し、保護者送迎経路を一方通行でお願いします。